

和泉環第 2814 号
令和 6 年 2 月 2 日

大阪府知事 様

和泉市長 辻 宏康
(公 印 省 略)

大栄環境株式会社和泉 エネルギープラザ整備事業 に係る環境影響評価準備書について
の環境の保全の見地からの意見について (回答)

記

業 者 名	住 所	施設の所在地
大栄環境株式会社 代表取締役 金子 文雄	和泉市テクノステージ 二丁目 3 番 2 8 号	和泉市テクノステージ 二丁目 3 番 9 ほか 3 筆
生活環境の保全上の見地からの意見		
<ol style="list-style-type: none">1. 施設の供用及び工事の実施における環境影響を回避又は極力低減するため、適切に環境保全措置を講じること。特に、大気質については、良好な性能の排ガス処理装置を採用するとともに、燃焼管理や排ガス処理装置等の維持管理を徹底するなど、大気環境保全に万全を期すること。2. 「テクノステージ和泉まちづくりガイドライン」を踏まえ、施設の配置、形態、意匠、色彩及び緑化等について引き続き検討し、落ち着いた感じられる良好な景観の形成を図ること。3. 事後調査の結果をわかりやすく市民に公表すること。また、煙突排ガスの排出濃度については、少なくとも供用開始後の数年、維持管理状況を適切に把握できる頻度で測定すること。4. 事業実施にあたっては、周辺地域の生活環境に最大限配慮を行うとともに、問題や苦情等が発生した場合は速やかに対応できる体制を整えること。		
その他		
<ul style="list-style-type: none">・ 特定事業場に該当するかについて協議し、該当する場合は、事前に下水道法に基づく「特定施設設置届出書」等の手続きを行うこと。・ 工事中の排水に関しては、事前に和泉市下水道条例に基づく「除害施設設置届出書」等の手続きを行うこと。・ 不明水対策や浸水対策等のために、雨水汚水の分流を適正に行うこと。・ 本件については、建築基準法第 5 1 条の規定による許可申請時に審査を行いますので所要の手続きを行うこと。		